

陳情第36号	受理年月日	令和3年6月8日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	区域区分見直しの基本方針の白紙撤回について	
要旨	<p>令和2年11月、八幡東区中央町のレインボープラザにおいて、市街化区域から市街化調整区域への見直しの説明会が開催された。</p> <p>市は区域区分見直しの基本方針（令和元年12月）（以下、「基本方針」という。）の記述から外れないように慎重に説明した。しかし、基本方針では、より安全で安心な地域への居住誘導が必要であると述べているにもかかわらず、説明会では現状のまま居住を継続することは可能で、住み替えを積極的に促進するものではないので具体的な移転支援はないとし、居住誘導の姿勢が後退していると感じること、見直し地域は、おおむね30年後を目途に緩やかに無居住化及び更地化（緑地化）を進めていくとあり、説明会でも市街化調整区域編入の基本的な考え方として読み上げ、市民が不快に感じ、憤ることになったこと、基本方針に記載されている斜面地住民アンケート調査は土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内の居住者を中心に対象者として抽出しているため、基本方針は土砂災害警戒区域をメインターゲットにしており、また、土砂災害警戒区域が市街化区域を客観的に評価するための客観的評価指標となっていることから、土砂災害警戒区域は市街化調整区域編入というイメージが形成されているように感じられること等理解しにくい点多々ある。</p> <p>土砂災害警戒区域が居住に適さない移り住むべき土地として一般化され、市民に説明、周知啓発されていることは問題である。土砂災害警戒区域は安全でない、危険なところというイメージを強調し、市街化区域から市街化調整区域に編入されることは当然であるとの雰囲気は市民の間に醸成されようとしている。当然市民は不満に思い、反発しているが、信頼すべき行政の言葉を信じ、大いに苦しみ悩んでいる。</p> <p>市は基本方針で、安全性が低く、災害危険性が高い地域は居住にふさわしくなく、居住誘導が必要として、市全体7区に見直し候補地の一次</p>	

選定図を示している。

区域区分の見直しで、市は危険性等を理由に土砂災害警戒区域に住む市民、地権者に町なかへの住み替えを推奨し、宅地の無居住化及び更地化を行おうとしているが、土砂災害警戒区域は土地形状が指定条件に適合すれば法令上自動的に県が指定するものであり、防災工事を行い安全であっても、土地の形状が指定条件外にならない限り指定免除されない。つまり、危険性、災害発生可能性、頻度と全く関連性がないことは明白である。

市は市民の正しい理解を手助けするどころか危険性（安全性）をいたずらに強調し、市民の誤った理解に基づいて、市街化区域を市街化調整区域に編入するのもやむなしの雰囲気をつくり、それに乗じて逆線引きを行おうとしている。

市民に正しい情報を届けることは、逆線引きの件で不安に暮らす市民感情を和らげ、誤った理解に基づく都市計画変更は今後の都市計画行政に禍根を残すものとする。

については、下記のとおり措置されたい。

記

- 1 土砂災害警戒区域に、危険性が高い低い、居住に適さない、移転すべきところといった意味はないことを明らかにし、確認すること。
- 2 土砂災害警戒区域が区域区分見直しの重大な判断要素であることから、基本方針の合理性、正当性に問題があるとする。このため、基本方針を一旦白紙撤回する必要があることを明らかにすること。